

○安来市スポーツ推進審議会条例

平成17年3月23日

条例第12号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、安来市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、スポーツに関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) 施設及び設備に関すること。
- (4) 指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (5) 事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) 団体の育成に関すること。
- (7) 技術水準の向上に関すること。
- (8) 事故の防止に関すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 社会教育団体の代表者

4 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、スポーツ推進担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。